

令和元年

上尾市教育委員会 9 月定例会  
議案資料

## 目 次

「議案第48号 令和2年度当初教職員人事異動方針について」関係資料-----	1
「議案第49号 行政文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について」 関係資料-----	8



教 県 第 3 4 9 号  
令 和 元 年 9 月 1 日

各市町村教育委員会教育長  
各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長  
各 県 立 学 校 長  
各 教 育 事 務 所 長

} 様

埼玉県教育委員会教育長（公印省略）

令和2年度当初教職員人事異動方針について（通知）

標記の件について、別紙のとおり決定したので通知します。

なお、実施に当たっては、各関係機関の連携を密にし、協力して適正な人事を行い、所期の目的が達成されるよう格段の御尽力をお願いします。また、貴管下教職員にも、趣旨を周知徹底するよう御配意願います。

## 令和２年度当初教職員人事異動方針について

本委員会は、ここに令和２年度当初人事異動を推進するに当たり、教職員人事異動の方針を次のとおり定め、その実現を期するものである。

その実施に当たっては、各市町村教育委員会をはじめ教育関係各位の積極的な御協力を切望してやまない次第である。

令和元年９月１日

埼玉県教育委員会



## 令和2年度当初教職員人事異動方針

### 1 基本方針

「第3期埼玉県教育振興基本計画」を踏まえ、学校教育に対する県民の期待に応えるため、以下の(1)から(7)に基づき、人事異動を推進する。

- (1) 本県教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢<sup>てき</sup>し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 本県教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。特に、教職員の年齢構成不均衡を解消するため、広範な人事の交流に努める。
- (4) 本県教育水準の向上を図るため、特に市町村教育委員会の理解を得て、全県的視野から長期的展望に立って、計画的に選考、異動を実施する。
- (5) 定年退職者等の再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全県的視野から適切な配置に努める。
- (6) 女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、積極的な登用に努める。
- (7) 障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

### 2 退職

- (1) 退職については、職員の定年等に関する条例（昭和59年埼玉県条例第4号）の定めるところによる。
- (2) 教職員の年齢構成不均衡を解消するため、勸奨退職制度の活用を図る。

### 3 転任・転補

- (1) 教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡を考慮し、教職員組織の充実を図るために異動を行う。

- (3) 魅力ある学校づくりの推進を目指し、各学校における教職員組織の充実を図るため、適材を適時に適所に配置する。
- (4) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。
- (5) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- (6) 配当定員に対して過員を生ずる場合は、その調整のための異動を優先するなど、児童、生徒の減少に伴う人事を重点的に行う。
- (7) 教職員の視野を拡大し、教職員組織を活性化するため、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等との間の人事の交流に努める。
- (8) 校長、副校長、教頭、事務長及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

#### 4 採用等

- (1) 教職員の採用は、採用候補者名簿に登載された者の中から行う。
- (2) 校長、副校長、教頭、事務長及び主幹教諭は、有資格者の中から、全県的視野の下に真にその職に適する者を任用する。  
また、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。
- (3) 定年退職者等の再任用については、職員の再任用に関する条例（平成13年埼玉県条例第6号）の定めるところによる。

#### 5 さいたま市との人事交流

さいたま市立小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校との人事交流については、さいたま市教育委員会との協議の上行う。



教小第276号  
令和元年9月1日

各市町村教育委員会教育長  
各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長  
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長  
(公印省略)

令和2年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項  
について(通知)

このことについて、別紙のとおり決定したので、通知します。

なお、実施に当たっては、「令和2年度当初教職員人事異動方針について」を踏まえ各関係機関との連携を密にし、協力して適正な人事を行い、所期の目的が達成されるよう格段の御尽力をお願いします。

また、貴管下教職員にも、趣旨を周知徹底するよう御配意願います。

## 令和2年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項

令和2年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動は、「令和2年度当初教職員人事異動方針」に基づき、次に掲げる各項目に従い実施する。

### 1 退職について

- (1) 定年は60歳とし、定年退職日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。
- (2) 令和2年3月31日現在、満45歳以上定年年齢未滿で、勤続20年以上の者が退職する場合は、職員の退職手当に関する条例（昭和38年埼玉県条例第18号）の勸奨条項を適用する。  
なお、学校職員勸奨退職取扱要綱第2の「教育長が定める期日」は、令和元年12月8日とする。

### 2 転任・転補について

- (1) 転任・転補については、教職員の意向を把握し、人事異動方針及び細部事項に基づいて行う。
- (2) 教職員の視野を広げ、職務経験を豊かにするため、市町村間の異動を積極的に行うとともに、校種間の人事交流に努める。
- (3) 次の教員（教頭及び主幹教諭を除く。）、事務職員、学校栄養職員については、原則として異動を行わない。
  - ア 同一校在職3年未滿の者
  - イ 産休・育休等を取得中及び妊娠中の者
  - ウ 休職中の者
- (4) 経験豊かな教員（教頭及び主幹教諭を除く。）の異動については、各学校の教職員構成及び学校運営の適正化を図るため、計画的に推進する。  
特に、教頭候補者名簿登載者の異動を積極的に行う。
- (5) 事務職員については、職務経験等を考慮した計画的、積極的な異動を行う。  
特に、事務主幹については、同一校に複数配置をすることのないよう異動を行う。
- (6) 学校栄養職員については、配当定数並びに給食施設の設置、廃止及び改修に関する計画に留意しながら、単独実施校相互あるいは共同調理場相互の異動に限ることなく、単独実施校と共同調理場との間での異動を積極的に推進する。
- (7) へき地及びこれに準ずる地域の学校における教職員組織の充実を図るため、それ以外の地域の学校との交流に努める。
- (8) 近年新設及び統合した学校については、将来一時的に異動が集中しないよう、長期的展望をもって計画的な人事異動を行う。
- (9) 新設校あるいは通学区域に変更等のある学校については、管理職を含めて教職員組織の充実を図る。
- (10) 新採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後5年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。
- (11) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員、事務職員及び学校栄養職員は、同一校在職10年以内に異動を行う。  
特に、7年以上の者については、積極的に異動を行う。
- (12) 過員を調整するための異動については、優先して行う。  
特に、市町村間・教育事務所間、校種間の異動も含め、重点的に行う。

- また、小・中学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して行う。
- (13) 管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理が行われるよう、年齢・経験年数・特性等を考慮して行う。
- また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。
- (14) 地域差・学校差の是正を図るため、校種及び学校規模等を配慮し、市町村間・教育事務所間の異動を行う。
- (15) 魅力ある学校づくりを推進するために、市町村間の異動に努める。
- (16) 小中学校9年間を一貫した教育の推進を図るために、小・中学校間の異動に努める。
- (17) 女性教職員の異動については、適性を考慮し、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する。
- (18) 障害のある教職員の異動については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮して行う。

### 3 採用等について

- (1) 教員・事務職員の新規採用については、採用候補者名簿に登載された者の中から、全県的視野に立って行う。
- (2) 主幹教諭への登用は、教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。
- その際、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に推進する。
- (3) 管理職への登用は、校長・教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。
- その際、広域的視野から、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に推進する。
- なお、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。
- (4) 管理職の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に基づき行う。
- (5) 主幹教諭の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に準じて行う。
- (6) 定年退職者等の再任用職員については、職員の再任用に関する条例（平成13年埼玉県条例第6号）によるものとし、従前の勤務実績に基づく選考により、採用する。
- なお、採用に当たっては、当分の間、退職時における勤務校を所管する市町村教育委員会の管内への配置を原則とする。ただし、これにより難しい場合は、広域的な異動により適切に配置を行う。

### 4 さいたま市との人事交流について

さいたま市立小学校・中学校・中等教育学校・特別支援学校の教職員との人事交流については、埼玉県教育委員会とさいたま市教育委員会が協議して行う。

### 5 長期的展望に立った人事異動計画の立案と実施について

- (1) 市町村教育委員会及び校長は、各学校の教職員構成の適正化に配慮し、長期的展望に立った人事異動計画を立案する。
- (2) 教育事務所長は、上記(1)の計画の具体化を進めるため、管内市町村教育委員会の人事の実態や課題に基づき、市町村教育委員会の理解と協力を得て、広域的な異動を推進する。

上情個審第11号

令和元年7月24日

(宛先)

上尾市教育委員会

上尾市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 高松 佳



上尾市情報公開条例（平成11年上尾市条例第30号）第21条  
第1項の規定に基づく諮問に対する答申について  
標記の件について、下記のとおり答申します。

記

- 1 諮問番号 平成30年度諮問第2号
- 2 事件名 教育長の公用車の使用基準に関する文書及び教育長の特定の行為に関してその正当性を示す文書の非公開決定に関する件
- 3 諮問日 平成30年10月26日
- 4 答申内容 別紙のとおり（平成31年度答申第1号）

以上

（上尾市情報公開・個人情報保護審査会事務局）

上尾市総務部総務課 法規・文書担当

中澤・梅津・柴崎・樋口

電話 048-775-4963（直通）



諮問番号： 平成30年度諮問第1号

答申番号： 平成31年度答申第1号

答申日： 令和元年7月24日

事件名： 教育長の公用車の使用基準に関する文書及び教育長の特定の行為に  
関してその正当性を示す文書の非公開決定に関する件

## 答申書

### 第1 審査会の結論

「上尾市教育長は距離的にどこの範囲まで公用車を使用するのか（あるいは公用車使用が可能なのか）」が判別できる文書、資料等（以下「本件対象文書1」という。）につき、上尾市情報公開条例（平成11年上尾市条例第30号。以下「条例」という。）第11条第3項の規定により、上尾市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った、公開請求に係る行政文書を保有していないことによる非公開決定処分（以下「本件処分1」という。）及び上尾市教育長が新政クラブの議員との酒席に出席するという行為が、中立が求められるべき上尾市教育行政をすすめる教育長という立場との整合性が取れることが判別できる文書、資料等（以下「本件対象文書2」という。）につき、同規定により、実施機関が行った、公開請求に係る行政文書を保有していないことによる非公開決定処分（以下「本件処分2」という。）はいずれも妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件対象文書1及び本件対象文書2について、いずれも「存在しないため」本件処分1及び本件処分2とされた。しかしながら、「2 審査請求の理由」で述べるとおり、いずれも必ず存在しているはずであると確信しているため、実施機関においては、本件処分1及び本件処分2を取り消し、紙ベースの文書・資料等を渉猟し、あるいはPCに保存してある文書・資料類を隅から隅まで探し求めたうえで、公開するよう求める。

#### 2 審査請求の理由

##### (1) 本件処分1について

上尾市公用車の「車両運転日報」等から容易に推測できるが、池野教育長（以下「現教育長」とする。）は、電車を利用すればより経済的に移動できる

場合にも、自動車運転手の運転で公用車を利用している。

上尾市の財政の主な歳入としては、市民からの血税に依拠していることは自明であり、これは現教育長による公費の無駄遣いである。公費の支出は厳密であるべきで、それゆえ「どの範囲まで公用車が使用できるのか」についても、必ず基準があるはずである。さもなければ無制限に公用車を使えることになってしまい、上尾市民として到底看過できない話である。

たとえば、前の教育長である岡野氏（以下「前教育長」とする。）はどのような会合にどの程度遠くまで公用車を使用したのか、電車等使用との線引きをどうしていたのか、現教育長への引き継ぎはどうだったのか、検証する方法はいくらでもあるはずである。行政だけでなく、常識的に考えて、通常、後任者は「前は どうして いた だろ う か」と記録等を参考にして前例を踏襲するのは一般的な対応であると言うことができ、前教育長の公用車の使用に関する記録は、十分にひとつの基準・目安になるものである。その記録もひとつの目安として「こういう記録もありました」として、審査請求人に公開すべきである。

さらに、審査請求人が情報公開請求で入手した4月1日から7月13日までの「車両運転日報」を分析すると、現教育長が公用車を使用する「パターン」が見えてくる。それは、次の点に集約できる。

- (1) 平日の朝は公用車を使っていない（「自宅まで」あるいは「自宅から」は渋滞するということが理由と思われる。）
- (2) 市教育センターや文化センターなど、市役所からごく近距離であっても、帰路が遠回りになるにもかかわらず（＝市教育センターに行く場合）公用車を使っている（とりわけ、市教研など、教職員が多数集まる会場には公用車で乗りつけている）。

しかし、横浜市で開催された「平成30年度 関東地区都市教育長協議会」は、平日に開催されているにもかかわらず現教育長は公用車を使用しており、上記(1)の「平日の朝は公用車を使わない」という原則を逸脱している。

ここで、次のとおり一つの推測が生まれる。

「現教育長は、公用車の使用の目安について前教育長から聞いており、（文書にしたためて）その内容を実施機関も把握していたのではないか。その目安というのは「関東地区都市教育長協議会に行く際には、場所にかかわらず公用車を使うこと」や「市教研その他教職員が多数集まる場所には公用車で乗りつけること」などが想定される。それらの目安は現教育長の公用車使用に関して十分に基準になり得るものであり、実施機関のPCにデータとして保存されてい

るのではないか。」

以上より、本件対象文書1は必ず存在しているはずであるため、実施機関は再度精査の上、情報を公開するよう求める。

(2) 本件処分2について

7月2日の上尾市公用車の「車両運転日報」に「新政クラブ懇親会」とあり、その時点からの「運行時間」は17時30分から22時45分、「運行区間」の最後は自宅になっている。時間帯から考えても「懇親会」とはすなわち酒席であり、現教育長は「新政クラブ懇親会」への出席は「公用」であるとして公用車を使用したことになる。そうであれば、市議会の特定の会派との夜の懇親会に出席すること自体が「公務」となり、それに関する文書・資料等があるはずである。

実施機関のホームページには「教育委員会のあらまし」として、次の文言が掲載されている（2018年11月27日現在）。

「地方公共団体が処理する教育関係の事務については、その政治的中立を維持することが強く要請され、また行政の安定性、継続性も求められていることから、すべての都道府県、市区町村などに合議体の執行機関として教育委員会が置かれることとされています。」

「新政クラブ」が上尾市議会の特定の会派（保守系）であることは自明であり、「政治的中立を維持することが強く要請され」ている上尾市教育委員会のトップである現教育長が、当該懇親会に出席していることは、「政治的中立を維持している」とは言えず、問題である。また、当該懇親会に出席した後、公用車を使用して自宅まで送り届けさせていることも問題である。

おそらく、現教育長が市議会の特定の会派との懇親会に出席するのには、市民が納得できるだけのよほどの理由があったに違いない。その理由が判別できる文書や資料も当然あると考えられる。

現教育長は、前教育長も市議会の特定会派である新政クラブとの夜の懇親会に出席していたことを把握していたと考えられる。またそれ以外にも、どの会合に出席するのかなどについて、（おそらく文書にしたためて）その内容は実施機関も把握していたと考えられる。さらに、そうした夜の懇親会だとしても、公用車で自宅まで送らせても誰にもとがめられることはない、ということを前教育長から聞いており、そうした詳細は実施機関のPCにデータとして保存されていることも考えられる。

以上より、本件対象文書2は必ず存在しているはずであるため、実施機関は

再度精査の上、情報を公開するよう求める。

### 第3 実施機関の弁明の要旨

#### 1 実施機関の考え方

本件対象文書1及び本件対象文書2について、いずれも存在しないことは事実であり、また存在しないことが不自然であるとは言えない。よって、本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきである。

#### 2 理由

##### (1) 本件処分1について

審査請求人は、「「どの範囲まで公用車が使用できるのか」についても、必ず基準があるはずである。」と主張する。しかしながら、本件対象文書1が存在しないということは、事実である（ただし、上尾市車両管理規程（昭和55年上尾市訓令第23号）第10条には「車両は、公務で使用する場合以外は、使用してはならない。」、「車両の使用時間は、勤務時間内とする。」と、車両の使用の範囲の原則が規定されている。）。

また、「前教育長はどのような会合にどの程度遠くまで公用車を使用したのか、電車等使用との線引きをどうしていたのか、現教育長への引き継ぎはどうだったのか、検証する方法はいくらでもあるはずである。」と審査請求人は主張する。しかしながら、前教育長と現教育長との引継書類には、公用車の使用方法、使用要領に関するものは存在せず、また、前教育長が「会合等にどの程度遠くまで公用車を使用したのか、電車等使用との線引きをどうしていたのか」については記録としては存在しても、それは単なる事実の記録であって、現教育長の公用車の使用の仕方を拘束するものでもなく、到底基準とはいえない。たとえば、前教育長の例を基に、その中の合理的な判断部分を現教育長自らが、あるいは教育委員会が基準とすることを決定したのであれば、基準となるものである。本件処分1に係る情報公開請求がされた時点において前教育長の例を基にした基準は存在しない。

##### (2) 本件処分2について

審査請求人は、「おそらく、現教育長が市議会の特定の会派との懇親会に出席するのには、市民が納得できるだけのよほどの理由があつたに違いない。その理由が判別できる文書や資料も当然あると考えられる。」と主張し、また、「市議会の特定の会派との夜の懇親会に出席すること自体が「公務」となり、それに関する文書・資料等があるはずである。」と主張する。しかしながら、

新政クラブ議員との酒席に出席するという行為が、中立が求められるべき上尾市教育行政をすすめる教育長という立場との整合性が取れることが判別できる文書、資料等が実施機関に存在しなければならない理由はなく、本件対象文書2が存在しないことは、事実と相違ない。

#### 第4 審査請求の経緯及び調査審議の経過

##### 1 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年8月14日、条例第6条第1項の規定により本件対象文書1及び本件対象文書2についての公開を請求した。
- (2) 実施機関は、平成30年8月27日に、条例第11条第3項の規定により、本件対象文書1及び本件対象文書2について、いずれも保有していないことを理由に本件処分1及び本件処分2を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、本件処分1及び本件処分2を不服として、平成30年9月21日に実施機関に対して、本件処分1及び本件処分2を取り消し、本件対象文書1及び本件対象文書2の公開を求めるため、本件審査請求を行った。
- (4) 実施機関は、平成30年10月26日に審査請求人に弁明書を送付し、当該弁明書の写しを添えて審査会に諮問した。

##### 2 調査審議の経過

当審査会における調査審議の経過は次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成30年10月26日	実施機関より、諮問書及び弁明書の写しを受理
平成30年11月28日	審査請求人より、反論書及び証拠物件を受理
平成30年12月10日	実施機関より、弁明書の一部訂正を受理
平成31年1月8日	審査請求人より、反論書及び証拠物件を受理
平成31年1月29日 (審査会 1回目)	争点整理
平成31年3月8日 (審査会 2回目)	審査請求人による口頭意見陳述の実施及び実施機関からの意見聴取並びに答申案の検討
令和元年5月30日 (審査会 3回目)	答申案の検討

令和元年7月19日  
(審査会 4回目)

答申案の検討及び決定

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象文書1の存否について

当審査会が確認したところ、上尾市車両管理規程（昭和55年訓令第23号）第10条において、「車両は、公務で使用する場合以外は、使用してはならない。」「車両の使用時間は、勤務時間内とする。」とあるが、「距離的にどこの範囲まで公用車を使用することができるのか」について規定はない。実施機関は、この他にも基準となるものはなく、本件対象文書1は存在しないと主張する。

一方審査請求人は、「上尾市教育長は距離的にどこの範囲まで公用車を使用するのか」ということについて「必ず基準があるはず」と主張し、証拠物件として平成29年度決算書、平成30年度予算書及び上尾市監査委員事務局の業務が判別できる文書を提出している。

ここで、文書不開示決定処分取消等請求事件（平成26年7月14日判決最高裁判所第二小法廷 平成24年（行ヒ）第33号）の判決において、「開示請求の対象とされた行政文書を行政機関が保有していないことを理由とする不開示決定の取消訴訟においては、その取消しを求める者が、当該不開示決定時に当該行政機関が当該行政文書を保有していたことについて主張立証責任を負うものと解するのが相当である。」との判断が示されている。

審査請求人が提出した証拠物件については、「車両管理運行事業が予算措置され、執行されていること」、「予算の執行について監査が行われること」を示しているにすぎず、本件対象文書1を実施機関が保有していることを立証していると言うことはできない。また、実施機関の主張について特段不自然な点はなく、本件対象文書1を実施機関が保有していることを推認できるとは言えない。

また、「常識的に考えて、通常、後任者は「前はどのようにしていただろうか」と記録等を参考にして前例を踏襲するのは一般的な対応であると言うことができ、前教育長の公用車の使用に関する記録は、十分にひとつの基準・目安になるものである。」と審査請求人は主張する。一方、実施機関は「前教育長の公用車の使用に関する記録は、単なる事実の記録にすぎない」として、当該記録を本件対象文書1として特定しなかった。

そもそも前教育長の公用車の使用に関する記録の公開を求めるのであれば、その文書が明確に特定できるように（別に）公開請求をすればよいのであって、本件対象文書1における記載内容から判断し、実施機関が当該記録を特定しなかったことが、不合理であるとは言えない。

以上、本件処分1は妥当である。

## 2 本件対象文書2の存否について

審査請求人は、本件対象文書2が必ず存在する理由として、「おそらく、現教育長が市議会の特定の会派との懇親会に出席するのには、市民が納得できるだけのよほどの理由があったに違いない。その理由が判別できる文書や資料も当然あると考えられる。」と主張し、さらに、「どの会合に出席するのかなどについて、（おそらく文書にしたためて）その内容は実施機関も把握していたと考えられる。さらに、そうした夜の懇親会だとしても、公用車で自宅まで送らせても誰にもとがめられることはない、ということを前教育長から聞いており、そうした詳細は実施機関のPCにデータとして保存されていることも考えられる。」と主張する。しかし、これらは審査請求人の憶測や考えであり、この主張をもって、本件対象文書2を実施機関が保有していることを審査請求人が立証しているとは言えず、また、本件対象文書2を実施機関が保有していることを推認することもできない。

また、実施機関の「新政クラブ議員との酒席に出席するという行為が、中立が求められるべき上尾市教育行政をすすめる教育長という立場との整合性が取れることが判別できる文書、資料等が実施機関に存在しなければならない理由はなく、本件対象文書2が存在しないことは、事実と相違ない。」とする主張に特段不自然な点は認められない。

以上、本件処分2は妥当である。

## 3 審査請求人のその余の主張について

審査請求人は、現教育長について、その公用車使用の態様及び新政クラブ懇親会に出席したことの適切性に言及しているが、本件審査請求の争点である、本件対象文書1及び本件対象文書2の存否とは直接関係がないため当審査会においては言及しない。

## 第6 付言

情報公開制度は、市民の行政文書の公開を求める権利を尊重するものであるが、その際には、公開請求者は公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項を実施機関に示すことが求められる。これは、実施機関が保有する行政文書について、実施機関が客観的に文書を特定できるように請求を行うことを求める趣旨である。実施機関は、請求を受け、文書の特定を行い、当該特定した文書をありのまま公開すれば足りるものであり、実施機関の見解や評価の表明を求めることまで本制度において直接保障されているものではない。実施機関はこのことを公開請求者に丁寧に説明すべきであると考えられる。

また、公開請求者においても、判断や評価を伴わない、客観的に文書の特定が可能な請求を行うよう、実施機関に協力すべきである。

本制度の一層の推進により、市政が公正で開かれたものになることを期待し、付言とする。

上尾市情報公開・個人情報保護審査会委員

会長 高松 佳子、委員 山崎 正、渡辺 英人